



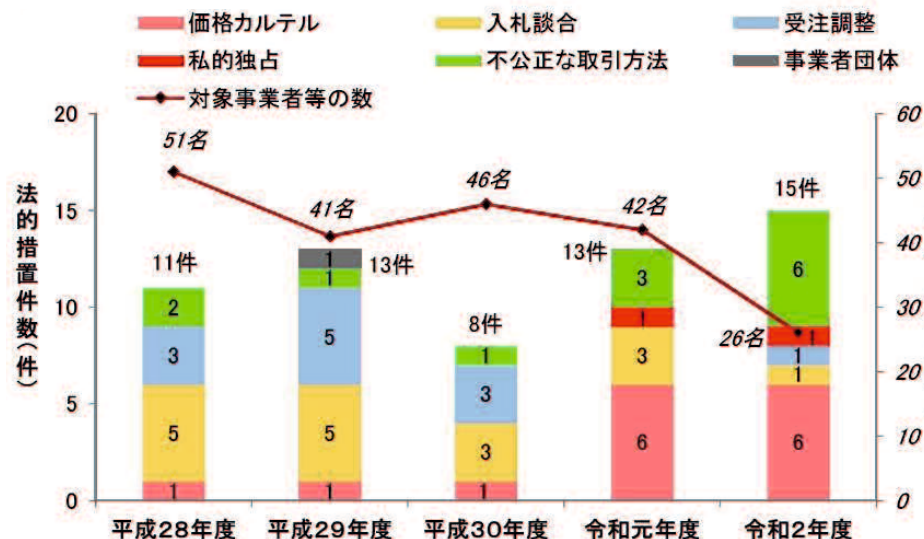
公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

令和2年度における 独占禁止法違反事件の処理状況 (概要)

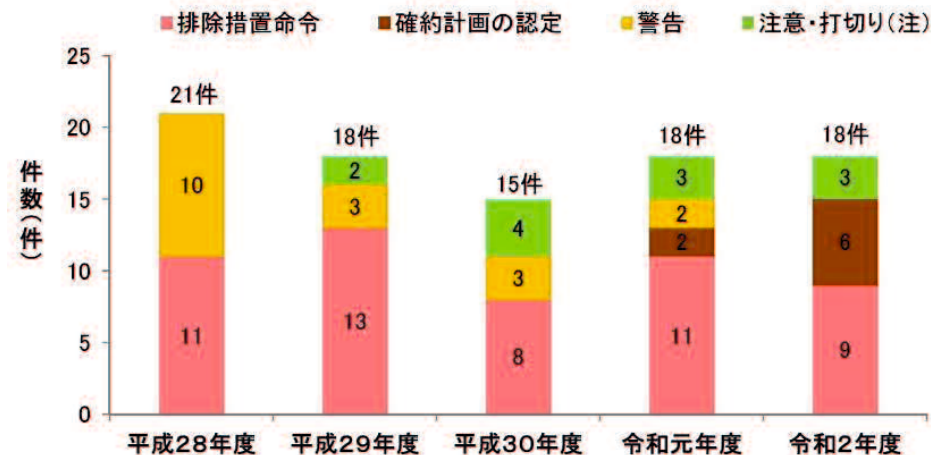
令和3年5月26日
公正取引委員会

◆法的措置15件(排除措置命令9件, 確約計画の認定6件)

法的措置件数等の推移



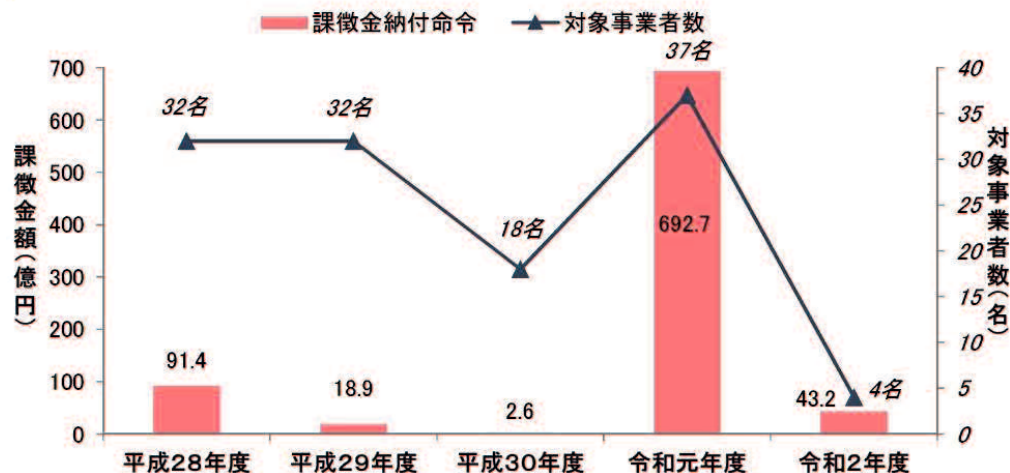
排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移



(注) 事案の概要を公表したものに限る。

◆課徴金額約43.2億円

課徴金額等の推移



◆検事総長への告発1件

◆事業者による自発的な措置2件

法的措置を採った事案一覧

行為類型	件名等
私的独占	・マイナミ空港サービス株式会社に対する件(令和2年7月排除措置命令, 令和3年2月課徴金納付命令)
価格カルテル	・愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する件(令和2年7月排除措置命令6件)
入札談合	・山形県が発注する警察官用制服類の入札等の参加業者に対する件(令和2年6月排除措置命令・課徴金納付命令)
受注調整	・東海旅客鉄道株式会社が発注するリニア中央新幹線に係る品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積の参加業者に対する件(令和2年12月排除措置命令・課徴金納付命令)
不公正な取引方法	・クーパービジョン・ジャパン株式会社に対する件(令和2年6月確約計画の認定) ・ゲンキー株式会社に対する件(令和2年8月確約計画の認定) ・アマゾンジャパン合同会社に対する件(令和2年9月確約計画の認定) ・株式会社シードに対する件(令和2年11月確約計画の認定) ・ビー・エム・ダブリュー株式会社に対する件(令和3年3月確約計画の認定) ・日本アルコン株式会社に対する件(令和3年3月確約計画の認定)

◆ 独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札談合事件

- ① 医薬品卸売業を全国的に行う業界上位の事業者により行われたものであること
- ② 医療保険制度の下で保険料を負担する国民全てに多大な影響を及ぼすものであること
- ③ 受注調整の対象とされた入札の落札金額の合計が大きいこと
- ④ 被告発会社又はそのグループ会社は過去にも公正取引委員会の行政処分を受けていること

⇒ 3社7名を検事総長に告発(令和2年12月)

- ◆ 確約計画の認定により、速やかな競争秩序の回復を実現
- ◆ 令和2年度に認定した確約計画のうち、次の3件の中には、これまでの類似事件に係る排除措置命令では命じられていない措置が盛り込まれた
 - これまでの類似事件に係る排除措置命令では命じられていない措置
 - ・ ゲンキー株式会社に対する件
 - ・ アマゾンジャパン合同会社に対する件
 - ⇒ 納入業者への返金(金銭的価値の回復)
 - ・ ビー・エム・ダブリュー株式会社に対する件
 - ⇒ 合理的な根拠に基づいた販売計画台数案の策定やディーラーとの十分な協議を経た上で合意することなどを内容とするガイドラインの策定
 - ⇒ 従業員への十分な教育の実施
 - ⇒ デイラーからの外部通報窓口の設置

◆ 令和2年度に公正取引委員会が公表した事案において対象となった商品・役務等

デジタル・
プラットフォーム
納入業者に対する
優越的地位の濫用

駅新設工事
受注調整

航空燃料
私的独占

都市ガス
私的独占等

コンタクトレンズ
インターネット販売の
制限等

プロ野球(選手契約)
事業者団体が
構成事業者に共同の
取引拒絶をさせる行為

県立高等学校の制服
価格カルテル

医薬品
入札談合

乗用車
ディーラーに対する
優越的地位の濫用

ドラッグストア
納入業者に対する
優越的地位の濫用

新型コロナウイルス感染症
拡大で影響を受けている
中小企業等のための家賃
支援給付金事業
競争者に対する取引妨害

警察官用制服類
入札談合

- ◆ 優越的地位の濫用行為に厳正に対処するほか、未然防止の観点から効率的かつ効果的に処理
 - 確約手続による処理
 - ・ ゲンキー株式会社に対する件
 - ・ アマゾンジャパン合同会社に対する件
 - ・ ビー・エム・ダブリュ株式会社に対する件
 - 「優越的地位濫用事件タスクフォース」による調査
- ⇒ 問題のみられた小売業者，卸売業者，宿泊業者等に注意

(単位: 件)

年度	H28	H29	H30	R元	R2
注意件数	48	49	56	29	47

◆ 未然防止の観点から迅速に対処

- 酒類, 石油製品, 家電製品等の小売業に係る申告は, 原則2か月以内に処理する方針
- 不当廉売につながるおそれがある事案に対し注意

(単位: 件)

年度	H28	H29	H30	R元	R2
酒類	420	96	22	63	9
石油製品	732	352	194	162	115
家電製品	1	4	0	2	0
その他	2	5	11	8	12
合計	1, 155	457	227	235	136

◆ 調査した事件において、競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について、発注者等に制度運用の見直しの求め・通知

発注者等	求め・通知の内容
山形県	山形県は、特定警察官用制服類の入札等を実施する前に、特定警察官用制服類に係る予定価格の設定のため、原則として前年度に特定警察官用制服類を山形県に納入した3事業者から参考見積価格を徴し、最も低く提示された価格を予定価格として設定していた（本件違反事業者である5社は、予定価格が前年度の落札金額より高くなるよう、受注予定者が提示する参考見積価格を受注予定者が定めていた。）ところ、これら3事業者は、常に5社のうちのいずれかの事業者であった。本件では、このような状況の下で、5社が、山形県から参考見積価格の提示依頼があった際に、過去の受注実績等を勘案して、受注予定者を決定する等の行為により、特定警察官用制服類について、予定価格と同額又はそれに近い金額で受注していたという事実が認められた。 このため、公正取引委員会は、山形県に対し、警察官用制服等の発注制度の運用について、その見直しを求めた。
愛知県教育委員会	愛知県立高等学校が制服について指定販売店各社の制服の販売価格等を掲載した共通チラシを作成するよう指定販売店に依頼等をする場合、指定販売店が、当該依頼等に応じるためのやり取りを行う際に、これを契機として制服の販売価格についての情報交換を行うおそれがあるため、公正取引委員会は、愛知県教育委員会に対し、所管の愛知県立高等学校にこれらの内容を周知するとともに、今後、同教育委員会所管の愛知県立高等学校が、指定販売店に対し、制服に関する依頼等をする場合には、その依頼等が指定販売店による制服の販売価格についての情報交換の契機とならないよう留意すべきである旨通知した。